

周南アマチュア無線防災ネットワーク規約

2014年5月28日制定

(名称)

第1条 本会は、周南アマチュア無線防災ネットワークと称する。略称（周南防災ハムネット）

(事務局)

第2条 本会は、事務局を会長宅におく。

(目的)

第3条 本会は、周南市およびその周辺地域が災害等により公共の通信手段が不能となった際、市民によるアマチュア無線を中心とした自立的な通信手段を確立することにより、周南市地域防災計画に基づく災害情報の収集・伝達手段の補完に協力し、地域の防災力を高めることを目的とする。
あわせてアマチュア無線の普及と健全な発展および会員相互の親睦を推進する。

(活動)

第4条 本会は、次の活動を行う。

- ・会員間の無線通信連絡システムを確立すること。
- ・災害時に備えた設備整備に関すること。
- ・会員に対する技術向上、研修に関すること。
- ・周南市に大規模な災害が発生した場合の情報収集と伝達の協力に関すること。
- ・県および市の行う防災行事（訓練等）に協力すること。
- ・周南市各地区の電波伝搬状況の調査と自主防災組織等との連携に関すること。
- ・アマチュア無線の普及・発展に関すること。
- ・その他必要な事項をその都度実施する。

(会員)

第5条 本会の目的に賛同し、主として市内に居住または勤務・通学する無線従事者でアマチュア局を開局している者及び開局しようとする者または団体。

(入会方法)

第6条 本会に入会する者または団体は、会長宛に書面で申し込まなければならない。また、満18歳未満の者については、保護者の同意書を提出しなければならない。

(会員名簿等)

第7条 本会に入会した者は、氏名、コールサイン等の情報を記載した名簿を作成し、会員及び周南市防災危機管理課に配布する。ただし、あらかじめ記載内容の一部について非公開の申し出ができる。

2.名簿の配布を受けた者または団体は名簿を適切に管理し、本会の目的以外に使用してはならない。

(退会及び資格喪失)

第8条 会員は、いつでも退会できるが、会長宛に届けでなければならない。

2.会員は、次の各号に該当した場合、自動的に資格を失う。

- ・本人の死亡。
- ・第5条の資格を失ったとき。本会の名誉を著しくき損したとき。
- ・電波法令に関する違反をし、法的な処分が行われた場合。

(役員及び委員)

第9条 本会は、活動運営のため次の役員及び委員をおく。

会長 1名

副会長 2名

事務局長 1名

会計 1名

監査 1名

地区委員（支部長）各地区に1名

専門委員（必要に応じる）

(顧問)

第10条 本会は、顧問をおくことができる。

2.顧問は、本会の運営に関し、会長の諮問に応じて役員会等に出席して意見を述べることができる。

(役員及び委員の責務)

第11条 本会の役員の職務は、次のとおりとする。

会長は、本会を代表し会務を所掌する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

事務局長は本会の事務処理に関する統括をする。

会計は、会務運営に必要な会費を処理する。

監査は、会計を監査する。

地区委員（支部長）は、支部を代表し地区内の業務を処理する。
専門委員は会長の諮問により各専門分野の調査研究及び普及を行う。

(役員及び委員の選出)

第 12 条 役員は、総会により選出される。

2. 委員は会長が指名し、他の役務と兼務することができる。

(役員及び委員の任期)

第 13 条 役員及び委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、任期が満了しても後任者が選出されるまでは、引き続きその職務を継続する。

(支部)

第 14 条 本会は、目的達成のため各地区に支部をおく。

(会議等)

第 15 条 本会の会議は、総会、役員会及び支部会とし、総会及び役員会は会長が、支部会は支部長が召集しその議長となる。

2. 総会は、年 1 回以上、役員会は必要に応じて会長が開催する。

3. 支部会は、支部長が随時開催することができる。

4. 会議は、3 分の 1 以上の出席により成立する。ただし、委任状をもってこれにかえることができる。

5. 会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長が決する。

6 会議の議決権はアマチュア局を開局している個人または社団局に対して 1 票とする。

(会計年度)

第 16 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日までとする。

(会費)

第 17 条 本会を運営するため会費・寄付金・補助金等をもって当てる。

(資産)

第 18 条 本会の資産は次に掲げるものとする。

- ・ 本会に対する会費・寄付金・補助金・歳入金・寄贈品及び利子。
- ・ 本会が購入した器材。
- ・ その他、議決により決定した金品。

(資産の管理)

第 19 条 本会の資産は、会長の責任において管理し、適当なときに公示する。

(規約の改正)

第 20 条 この規約の改正は、会員構成員の 2 分の 1 以上が出席した総会において、過半数による議決を要する。

(その他)

第 21 条 この規約に定めのない事項については、役員会において決し、必要に応じて総会にはかるものとする。